

# 精華スポーツクラブ規約

## 第1章 総 則

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、総称を精華スポーツクラブといい、事務局を岐阜市立精華中学校格技館内におく。

(目的)

第2条 本クラブは、青少年の健全育成と地域住民の生涯スポーツの推進を図るとともに、元気で健康な連帯感あふれる「精華のまちづくり」に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) スクール、サークルの設置
- (2) 各種研修会の開催
- (3) 健康体力相談事業
- (4) 各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催
- (5) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

(入会資格)

第4条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として、精華中学校区に在住する者及びクラブの目的に賛同する者。スクール部については、原則として精華中学校区に在住する者とする。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であること。
- (3) 本クラブの定める諸規定を遵守する者であること。

(会員資格の喪失)

第5条 本クラブの会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

(除名)

第6条 本クラブの会員が次の各項に該当する場合は、理事会の決議を経て除名する。

- (1) 本クラブの会員が第4条の要件を満たさないとき。
- (2) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき。

(入会手続きと会費の納入)

第7条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。

また、入会後入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第8条 会費とは次のものをいう。

- (1) 年会費
- (2) その他

(会費の不返還)

第9条 一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

## 第3章 役 員

(役員)

第10条 本クラブに次の役員を置くことができる。

- |                         |      |           |        |
|-------------------------|------|-----------|--------|
| (1) 会長                  | 1名   | (2) 副会長   | 若干名    |
| (3) 理事長                 | 1名   |           |        |
| (4) 副理事長(施設、財務、会員、総務担当) |      |           | 若干名    |
| (5) クラブマネジャー            | 1名   |           |        |
| (6) 事務局長                | 1名   | (7) 事務局補佐 | 2名     |
| (8) 部長                  | 各部1名 | (9) 理事    | 100名以内 |
| (10) 会計監査               | 2名   |           |        |

(顧問)

第11条 本クラブには、理事会の推挙により顧問を置くことができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了となっても後任者が就任するまでその任務を行う。

(役員任務)

第13条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本クラブを代表し、クラブの運営全体を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は本クラブの会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- (5) クラブマネジャーは本クラブの運営を企画・立案し常任理事会に提案する。
- (6) 事務局長は本クラブの事務を司る。
- (7) 事務局補佐は事務局長を補佐し事務を司る。
- (8) 部長は、本クラブの目的を達成するため、事業等を計画し、常任理事会に上程し、許可を経て実施する。
- (9) 理事は本クラブの会務を分担する。
- (10) 会計監査は、本クラブの会計事務及び業務の状況を監査する。

(役員選任)

第14条 会長および副会長は常任理事会でこれを推挙する。

- 2 理事長は、理事会で互選する。
- 3 副理事長・クラブマネジャー・事務局長及び事務局補佐は理事長の指名とする。
- 4 会計監査は、理事会で互選する。
- 5 部長は、各部会の委員会で互選する。
- 6 本クラブの理事は、会員の中より選出された代表をもってあてる。その選出方法は、各部会の委員をもって理事とする。

## 第4章 指 導 者

(指導者)

第15条 本クラブに指導者を置くことができる。

- 2 指導者は常任理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 年度途中の指導者の委嘱については、各種目代表が推薦し、常任理事会で審査決定し、会長が委嘱する。
- 4 指導者はスポーツ指導並びに青少年健全育成に対する熱意を有する者とし、本クラブの主催及び指定する研修会には参加しなければならない。
- 5 指導者が万一、本クラブの趣旨に違背する行為等があった場合は、常任理事会の決議をもって除名することができる。

## 第5章 会 議

(理事会)

第16条 理事会は、本クラブのすべての決議機関であって、部会から報告される事業の計画及び運営に関する事項を協議し決定する。

(理事会の成立)

第17条 理事会は会長が招集し、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第18条 本クラブの理事会の議決は出席理事の過半数をもって決する。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、理事長、副理事長、クラブマネジャー、事務局長、事務局補佐、部長をもって構成する。

- 2 常任理事会は、理事長が招集し、理事会に提出する案件その他重要な事項について審議する。

(部会)

第20条 本クラブは次の部会を設置し、部会長がそれぞれの部会を招集する。

- (1) スクール部会
- (2) イベント部会
- (3) 研修広報部会
- (4) サークル部会
- (5) 健康相談部会
- 2 各部会は、それぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。
- 3 各部会は、部会長1名、副部会長1名及び委員若干名をもって構成する。
- 4 部会長は、部会を統括し、その協議内容を常任理事会に報告する。

## 第6章 会 計

(資金)

第21条 本クラブの資金は、以下のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(資金の管理)

第22条 本クラブの資金は財務担当副理事長が管理し、事務局が執行する。

(予算)

第23条 本クラブの予算及び決算は、理事会での承認・決議を必要とする。

(会計年度)

第24条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第7章 事故の責任

(事故の責任)

第25条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起きても、本クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第26条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブはその活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、サポーターメンバーの保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切の責任を負わない。

## 第8章 細 則

(細則)

第27条 本規定に定めるものの他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、理事会の決議によって定める。

(規約の改正)

第28条 本規約の変更は、理事会において出席理事の2/3以上の同意を必要とする。

## 第9章 附 則

(附記)

第29条 本規定は、平成12年3月1日より施行する。

- 平成13年4月1日一部改正。
- 平成16年5月1日一部改正。
- 平成22年4月1日一部改正。
- 平成25年4月26日一部改正。
- 平成27年4月23日一部改正。